

鹿部町ちょっと暮らし短期滞在費助成事業実施要綱

平成27年3月27日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿部町移住定住促進条例(令和7年条例第10号)に基づき、鹿部町への移住を目的に町内で住居を探し、仕事を探し、暮らしを体験する等の活動に係る町内での滞在費及び交通費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鹿部町外に住所がある者
- (2) 鹿部町への移住を目的とする活動のために、町内に連続して3日以上宿泊する者

(助成対象活動)

第3条 助成の対象となる活動(以下「助成対象活動」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 鹿部町内で住居を探す活動
- (2) 鹿部町内で仕事を探す活動
- (3) 鹿部町内への移住又は鹿部町内での就業を前提として、町内で実施されている体験活動に参加する活動
- (4) 移住活動の一環として、鹿部町の文化、歴史、風土及び気候を知るために宿泊する活動

(滞在費の助成等)

第4条 助成対象者が助成対象活動のために町内に宿泊した場合の助成額は、1人当たり基本宿泊費(1泊2食)の2分の1以内とし、7泊分を限度とする。ただし、1泊当たりの助成額は、1人に付き5,000円を上限とする。

2 町長は、助成金の支給に代えて、短期滞在費助成券(様式第1号。以下「助成券」という。)を交付するものとする。

3 助成券は、助成対象者のいる世帯2人分かつ2回まで交付するものとする。

4 旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を得た一軒家等を活用した施設に宿泊し、前条の活動をした者に対する助成は、別に町長が定める。

(交通費の助成等)

第5条 助成対象者が助成対象活動のためにレンタカーを借り上げた場合の助成額は、借り

上げ料の2分の1とし、8日分を上限とする。ただし、1日あたりの助成額は、申請者1組につき1台5,000円を上限とする。

(助成券交付申請)

第6条 助成券の交付を受けようとする者は、鹿部町ちょっと暮らし短期滞在費助成券交付申請書(様式第2号)に町長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(助成券の交付)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、助成対象者に助成券を交付するものとする。

(助成券の提出)

第8条 助成対象者は、前条の規定による助成券により宿泊施設を利用するときは、宿泊施設へチェックインをする際に助成券を提出しなければならない。ただし、既に助成対象経費を含む旅行代金を旅行代理店等を通じて支払済みの場合を除く。

(助成対象活動の報告)

第9条 助成券の交付を受けた者は、助成対象活動が終了した後、町長が別に定める様式により、当該活動の結果等を町長に報告しなければならない。

(費用の請求)

第10条 助成券を受け取った宿泊施設は、短期滞在費助成金請求書(様式第3号)に助成券、宿泊費明細書及び宿泊費助成金計算書(様式第3号付表)を添付し、町長に請求するものとする。

2 助成対象者が、当該助成対象経費を含む旅行代金を旅行代理店等を通じて滞在期日前に支払った場合は、助成対象者が助成金請求書(様式第4号)に助成券、借上料助成金計算書(様式第4号付表)及び宿泊証明書(様式第5号)を添付し、町長に請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

短期滞在費助成券

様

鹿部町長



助成対象活動の内容

発行日 年 月 日

宿泊予定施設

宿泊予定日 年 月 日 ～ 年 月 日
(泊 日)

※ チェックインの際に宿泊施設へ提出してください。ただし、既に助成対象経費を含む旅行代金を旅行代理店等を通じて支払い済みの場合、様式第4号に添付してください。

様式第2号（第5条関係）

鹿部町ちょっと暮らし短期滞在費助成券交付申請書

年 月 日

鹿部町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

鹿部町ちょっと暮らし短期滞在費助成券の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 助成対象活動の内容

次の活動の中から該当するものを選び○印を付けてください。

- (1) 鹿部町内で住居を探す活動
- (2) 鹿部町内で仕事を探す活動
- (3) 鹿部町内への移住又は鹿部町内での就業を前提として、町内で実施されている体験活動に参加する活動
- (4) 移住活動の一環として、鹿部町の文化、歴史、風土及び気候を知るために宿泊する活動

2 宿泊予定施設名

3 宿泊予定日

年 月 日 ～ 年 月 日（泊 日）

4 レンタカー利用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

現住所を証明できるものの写し（免許証、住民票等）

6 事後報告

鹿部町が別に定める様式により、今回の鹿部町での体験、鹿部町の印象等滞在中に感じたことを報告します。

様式第 3 号（第 10 条関係）

短期滞在費助成金請求書

年 月 日

鹿部町長 様

宿泊施設名
代表者氏名 ⑩

鹿部町ちよっと暮らし短期滞在費助成事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により短期滞在費助成券、宿泊費明細書の写し及び助成金計算書（様式第 3 号付表）を添えて助成金の交付を請求します。

請求額 金 円

振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通 ・ 当座
（ふりがな） 口座名義人		
口座番号		

※口座名義人は、請求者と同一であること。

様式第 3 号付表

宿泊助成金計算書

鹿部町ちょっと暮らし短期滞在費助成券を持参した方の宿泊費については、下記の計算により算出した助成金額（合計）を宿泊費から減額し、残りを宿泊者に請求し、助成額は鹿部町に請求してください。

● 1 人当たりの助成額の計算

$$\begin{array}{lcl} \text{(※ 1)} & & \text{(※ 2)} \\ \text{基本宿泊料金 (1 泊)} \boxed{} \text{ 円} \times 1/2 & = & \text{助成金額 (1 泊)} \boxed{} \text{ 円} \\ & & \text{(円未満切捨て)} \\ & & \text{(※ 3)} \\ \text{1 泊の助成金額} \boxed{} \text{ 円} \times \text{泊分} & = & \text{助成金額 (合計)} \boxed{} \text{ 円} \\ & & \text{(円未満切捨て)} \end{array}$$

● 2 人の場合

$$\text{助成金額 (合計)} \boxed{} \text{ 円} \times 2 \text{ 人分} = \text{助成額合計} \boxed{} \text{ 円}$$

(円未満切捨て)

(※ 1) 基本宿泊料とは、「1 泊(食事なし)」、「1 泊(朝食付き)」、「1 泊(夕食・朝食付き)」等の宿泊施設の基本料金とし、追加料理代や酒類等の代金は含みません。

(※ 2) 助成金の上限は、5, 0 0 0 円です。

(※ 3) 助成金額（合計）分にういて、窓口で宿泊料金を精算する際に減額してください。その減額分については、助成金請求書により鹿部町に請求してください。

(例)

1 泊朝食付 12, 000 円の宿泊施設に 2 人で 5 泊した場合

○ $12, 000 \text{ 円} \times 1/2 = 5, 000 \text{ 円}$ (12, 000 円の半額は 6, 000 円ですが、1 人当たりの助成の上限額が 5, 000 円のため、助成金は 5, 000 円)

○ $5, 000 \text{ 円} \times 5 \text{ 泊} = 25, 000 \text{ 円}$ (1 人)

2 人分で $25, 000 \text{ 円} \times 2 = 50, 000 \text{ 円}$ (助成額)

● 2 人で 5 泊した場合の宿泊代は、

$12, 000 \text{ 円} \times 5 \text{ 泊} \times 2 \text{ 人} = 120, 000 \text{ 円}$

$120, 000 \text{ 円} - \boxed{50, 000 \text{ 円 (鹿部町に請求)}} = \boxed{70, 000 \text{ 円 (宿泊者に請求)}}$

様式第 4 号（第10条関係）

助成金請求書

年 月 日

鹿部町長 様

住所
氏名 ⑩

鹿部町ちょっと暮らし短期滞在費助成事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により関係書類を添えて助成金の交付を請求します。

記

1 実績報告

交付を受けようとする助成金額	円
申請対象期間 (利用期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
添付資料	短期滞在費助成券 レンタカー助成金計算書（様式第 4） 宿泊証明書（様式第 5 号） 宿泊料金の領収書の写し レンタカー料金の領収書の写し

2 振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通 ・ 当座
(ふりがな) 口座名義人		
口座番号		

※口座名義人は、請求者と同一であること。

様式第 4 号付表

借上料助成金計算書

●申請者 1 組当たりの助成額の計算

(※ 1)

(※ 2)

基本レンタカー料金(1 日) 円 $\times 1/2 =$ 助成金額(1 日) 円
(円未満切捨て)

助成金額(1 日) 円 $\times$ (滞在日数) 日分 $=$ 助成金額(合計) 円
(円未満切捨て)

(※ 1) 基本レンタカー料金とは、「1 日レンタカー借上げにかかる費用の基本料金」とし、ガソリン代等の追加料金は含みません。

(※ 2) 助成金の上限は 1 日、5, 0 0 0 円です。

(※ 3) 滞在日数の上限は最大 8 日です。

(例)

レンタカー料金 1 日 1 台 7, 000 円を 5 日利用した場合

○ $7, 000 \text{ 円} \times 1/2 = 3, 500 \text{ 円}$

○ $3, 500 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = 17, 500 \text{ 円}$ (申請者 1 組の助成額)

様式第 5 号（第 10 条関係）

宿泊証明書

- 1 宿泊者氏名
- 2 宿泊者人数 名
- 3 宿泊先等
- (1)宿泊期日 年 月 日 ～ 年 月 日
- (2)宿泊施設名
- (3)基本宿泊料金（1 泊あたり） 円
- (※) 基本宿泊料金とは、「1 泊（食事なし）」、「1 泊（朝食付き）」、「1 泊（夕食・朝食付き）」等の宿泊施設の基本料金とし、追加料理代や酒類等の代金は含みません。

【1 人の場合】

基本宿泊料金 1 泊あたり (A)	助成 割合	助成基本額 (A) × 1/2 (B)	宿泊数 (C)	助成額 (B) × (C) (D)
円	1/2	円	泊	円

（助成基本額が 5,000 円を超える場合、助成額は 5,000 円が上限です。）

【2 人の場合】
助成額 (D) × 2 = 円

上記のとおり相違ありません。

住所
氏名

印

※宿泊料金の領収書の写しとともに、請求書に添付してください。